

高病原性鳥インフルエンザウイルスの侵入防止対策を 再度確認してください！

国内においては、平成30年1月の香川県の肉用鶏飼養農場における発生以降、高病原性鳥インフルエンザの発生は確認されていませんが、本年に入ってからロシアでは1月、中国では5月、台湾及びベトナムでは8月にも家きんにおいて発生が確認されています。野鳥でも、本年3月に中国及び台湾で高病原性のウイルスが確認されています。また、国内では、平成30年11月に愛知県で採取された野鳥の糞便から低病原性鳥インフルエンザウイルス(H7N9亜型)、今年(平成31年)3月に岩手県で回収されたオオハクチョウから鳥インフルエンザウイルス H11N9 亜型(高病原性ではない)が検出されています。

渡り鳥の飛来とともに、本病の農場への侵入リスクが非常に高まります。

そこで、以下の点について、特段の注意をお願いします。

- 飼養している家きんに、死亡羽数の増加、産卵率の低下などの異状が見られたら、速やかに家畜保健衛生所に連絡する。
- 農場や鶏舎の出入り口での消毒の徹底等、専用被服・靴の使用等、農場内及び鶏舎へのウイルスの侵入防止対策を再徹底する。
- 飼養場所に野鳥・野生動物やその排せつ物が入らないようにする。
- 家きんの健康観察、死亡羽数、産卵数、農場立入者の記録等を保存する。

※高病原性鳥インフルエンザの主な症状

- ・病原性の強い場合は、無症状で突然死亡することもあります
- ・元気消失 ・鶏冠・肉垂のチアノーゼ ・脚の皮下出血 ・顔面の腫れ 等
- ・死亡羽数の増加が比較的緩やかな場合もあります

- 本病は家きんへの感染力が強く、発生すると周辺農場の家きんや鶏卵の移動が制限される等、社会的に多大な影響を及ぼします。まん延防止のためには、家きん飼養者の皆様の対策が重要です。

神奈川県湘南家畜保健衛生所

〒259-1215 平塚市寺田縄 345

電話：(0463)58-00152 ファクシミリ：(0463)58-5679

制限区域内の家きん・鶏卵等の出荷制限について

鳥インフルエンザが発生した際の対応は、農林水産省が作成した「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」で規定されています。

万一、近くの農場での発生により、自農場が制限区域内に入った場合、家きん・鶏卵の出荷等について次の様な制限があります。

1. 搬出制限区域(半径10km以内)及び移動制限区域(半径3km以内)の制限の対象は、家きん、鶏卵、敷料、飼料、家きん飼養器具、家きん排せつ物等です。
2. 家きん及び鶏卵は、家保と農林水産省が協議した後でないと、食鳥処理場及びGPセンターに出荷する事はできません。
3. GPセンターを経由しない直売所等での販売は、家保と農林水産省において、農場での鶏卵の取扱い等について協議した後でないと、出荷(販売)することができません。なお、販売前に鶏卵を洗浄・消毒する必要があります。

ただし、移動制限区域内の家きんは「発生状況確認検査」及び「家きんの出荷のための検査」、鶏卵は「家きん卵の出荷のための検査」において問題がないことが確認されたのち、上記(2、3)の対応となります。この場合、家きんは移動制限区域内の食鳥処理場にのみ出荷ができます。

※ 参考:「GPセンターの洗卵規定」150ppm以上の次亜塩素酸ナトリウム(食品添加物)溶液(または、これと同等以上の効果を有する殺菌剤を用いる)を使用。

● 最新の情報は、以下のHPで確認できます。

・農林水産省HP <http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/index.html>

・環境省HP http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/index.html

・神奈川県畜産課HP「鳥インフルエンザ情報」

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/w5c/cnt/avianinfluenza/avianinfluenzatop.html>